

なるかわ園地トイレ新築実施設計(6・安全対策)業務 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、なるかわ園地トイレ新築実施設計(6・安全対策)業務」に適用する。
- (2) 業務場所 : 大阪府民の森なるかわ園地(東大阪市上四条町地内)
- (3) 業務目的 : 本業務は、府民の森なるかわ園地のぼくらの広場内にある既設トイレ(59.44m²)
が、構造や設備に損傷があり施設が老朽化していることから、撤去処分を行い
新たに新築するための設計業務を行うものである。

第2条 基準

- (1) 本業務の実施にあつては、下記の諸基準に準拠し実施すること。
 - ・自然公園等施設技術指針(環境省:H25.7 制定、R4.3 改正)
 - ・大阪府木材利用基本方針(大阪府:H23.12 策定、R4.5 改正)
 - ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(大阪府:H28.4 月作成、R5.5 改訂)
 - ・自然公園法審査基準(施行規則第11条)
- (2) 共通仕様書
 - ・大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室「設計業務委託共通仕様書」
(以上の共通仕様書のうち、本業務内容に合致するものを適用。
また、本特記仕様書と一致しない場合は、本特記仕様書が優先する)

第3条 疑義

受注者は、作業着手後作業内容について疑義が生じた場合には、速やかに監督職員に報告し、対策を協議するものとする。報告を怠って業務を進めたため生じた損害は全て受注者の負担とする。

また、仕様書に明示されていないものでも、作業の性質上、当然必要な事項及び法令、または慣例によって履行しなければならない事項は、監督職員の指示により受注者の負担で措置しなければならない。

第4条 業務計画書

受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

第5条 現場管理

- (1) 現地調査中は、一般利用者の妨げ・迷惑となるような行為の無いよう十分注意すること。
- (2) 現地調査の実施に伴い、樹木(灌木を除く)の伐採の必要が生じた際には、無断で行わず、必ず監督職員に報告すること。
- (3) 現地調査中、第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任において解決すること。
- (4) 受注者は、関係官公庁等に対し交渉を要するとき、または交渉を受けたいときは遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議すること。
- (5) 本業務の成果品等は、受注者が無断で他に公表、もしくは貸与してはならない。
また、成果品の引き渡しの完了をもって大阪府に帰属する。
- (6) 府民の森内を車両で通行する時は、事前に中部農と緑の総合事務所へ「府民の森内車両通行承認申請書」を提出し、承認を受けること。園地内では利用者の安全を確保するため、常に徐行すること。府民の森管理道のゲートは、関係者以外の侵入を防ぐため、通行する都度、開閉するとともに必ず施錠すること。
- (7) 業務地である大阪府民の森なるかわ園地は禁煙である。山火事等が起こらないよう、火気の取り扱いに十分留意すること。

第6条 協議・打ち合わせ

本業務で実施する打ち合わせは下記の段階とする。

- (1) 業務計画準備段階(設計準備段階)
- (2) 中間報告段階(実施設計着手段階)
- (3) 成果品取りまとめ段階
- (4) その他監督職員が必要と認めたとき

第7条 写真

受注者は、出来高確認が困難な作業及び記録を残す必要のある作業資料については、段階ごとに写真(カラー)撮影し、アルバムにまとめて提出しなければならない。なお、撮影の項目・頻度については、業務計画に取りまとめて監督職員と協議すること。

第8条 暴力団の排除について

- (1) 建築設計業務等委託契約書第12条関係

受注者は、大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者、又は契約書第46条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人にしてはならない。

これらの事実が確認された場合、監督職員は、受注者に対し契約書第 12 条第6項に基づく必要な措置をとるべきことを請求できる。

なお、下請契約の解除にかかる一切の責任は受注者が負うものとする。

(2) 再委託契約、下請契約の締結等

受注者は、業務の一部を委任し又は請け負わす場合に締結する委託契約書又は下請契約書に建築設計業務等委託契約書「第 46 条の 3」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合、速やかに対応しなければならない。

(3) 大阪府暴力団排除条例第 12 条関係

受注者は、契約の履行にあたって、暴力団員又は暴力団密接関係者等から暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、大阪府への報告及び警察署への届出以下「報告・届出」という。）をしなければならない。

また、元請人の下請業者が暴力団員又は暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、報告・届出を当該下請業者に指導しなければならない。報告・届出がない場合は入札参加停止措置、公表の対象となることがある。

第2章 測 量

第9条 使用器材

- (1) 測量に用いる器材は次表に掲げるものと同等以上の性能を有し、点検したものとする。
- (2) 標杭の規格は、原則として次表を標準として用いること。

区分	器材の名称	測定区分	性 能
一般 の 測 量	トータル ステーション	水平角 鉛直角 距離	1 最小読定値が mm まで可能なもの。 2 精度(検定書による) ア 測定距離が 2km 以上可能なものは $\pm(10\text{mm} + D(\text{Km}) \div 10 \text{ 万})$ イ 測定距離が 2km 未満のものは $\pm 30\text{mm}$ 以内
	GNSS 観測機	座標 標高	1 水平成分 $\angle N \cdot \angle E$ の差 $20\text{mm}\sqrt{N}$ N:辺数 2 高さ成分 $\angle u$ の差 $30\text{mm}\sqrt{N}$ N:辺数
	レベル	水準	1 水準器感度 40 秒/2mm 以内のものであること。 2 望遠鏡の倍率は 20 倍以上であること。
	標尺	距離	長さが 5m 以内で、目盛は 0.5cm であること。
簡 易 な 測 量	ポケット コンパス	方位角 鉛直角	1 磁針の長さは 7cm を標準とし、望遠鏡つきであること。 2 水平目盛及び鉛直目盛の最小読定値が 1 度以内であること。
	メートル縄	距離	1 目盛のある長さが 100m 以内であること。 2 目盛は 10cm 以内であること。
	ポール	距離	長さは 2～3m、目盛 20cm を標準とする。

第 10 条 公差及び測定方法

(1) 測量公差及び測定方法は次表によるものとする。ただし、各条項により規定される場合はこの限りでない。

種別	測量器材 区分		レベル	トータル ステーシ ョン	ポケット コンパス	GNSS 基準点測量(1～4級)		
水平角 又は磁 針方位	測定方法			正位・ 反位 1対回	前視・ 後視 各1回	仮定三次 元網平均 計算によ る	水平位 置の閉 合差	$\angle S = 10\text{cm} + 4\text{cm}\sqrt{N}$ $\angle S$:既知点 の成果値と仮 定三次元網 平均計算から 求めた距離 N:既知点ま での最短辺 数
	最小読定値			1分以内	1度以内			
	公 差	規 定 角 又 は 角 規 約 と の較差		1.5 分 $\sqrt{n}$ (n= 測 点 数)				
鉛直角	測定方法				前視・ 後視 各1回			
	最小読定値			1分以内	1度			
距離	測定方法		1回	2セット	2回		標高の 閉合差	25cm+4.5cm $\sqrt{N}$ を標準と する N:辺数
	最小読定値		(標尺) 0.5cm	1cm	10cm			
	公 差	読 定 較 差		2cm 以内	10cm			
公差	座標閉合差			図距離の 総和の 1000 分 の 1	図距離の 総和の 100 分の 1		新点水 平位置 の標準 偏差	10cm
	高低閉合差		500m 往復で 5cm 以内	20cm $\sqrt{n}$ (n=使用 した辺数)			新点標 高の標 準偏差	20cm

第 11 条 測量項目及び作業量

(1) 現地測量

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1) 作業計画 | 一式 |
| 2) 細部測量 | $A=0.002 \text{ km}^2$ |
| 3) 数値編集 | 一式 |
| 4) 数値地形図データファイルの作成 | 一式 |

第 12 条 測量作業の留意点

- (1) 受注者は、監督職員に測量作業計画を報告し、承諾を得た上で現地測量作業を開始すること。
- (2) 測量等の作業の際、現場周辺に車両を駐車する場合は、発注者、受注者等の身分を明記すること。
- (3) 測量作業中は、一般交通車輛及び歩行者の通行の妨害となるような行為はもちろん、付近住民に迷惑を及ぼすことのないよう十分注意すること。
- (4) 測量作業中、第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任において解決すること。
- (5) 測量作業に伴う伐採等は、監督職員の指示する範囲内で業務遂行上必要最小限にとどめ、伐採した立木は付近に整理すること。
- (6) KBM は、工事範囲や完成時に埋設されない場所とし、木製杭を使用し移動しないようにすること。
- (7) 等高線間隔は 5m、縮尺を 1/100 程度とし、測量の成果を平面原図として完成させること。
- (8) 必要に応じて仮設工事の設計に必要な測量も合わせて行い、別途平面図等を作成すること。
- (9) 現地状況及び KBM の設置状況並びに構造物等設置個所が確認できる写真を整理し提出すること。

第3章 設 計

第 13 条 作業概要

- (1) なるかわ園地のぼくらの広場のトイレを撤去し、新築するために必要な設計を行うこと。
- (2) 当該地は金剛生駒紀泉国定公園の府民の森内に位置し、周辺の自然環境に親しむための空間である。本設計に当たっては、周辺の利用状況・自然景観などを十分に考慮して行うこと。
- (3) 設計業務は次の業務とする。
 - 1) 新築設計業務及び既存トイレ撤去設計業務(実施設計)
設計業務(実施設計)にかかる項目及び業務内容は**別表 I**による。
 - 2) 積算業務
積算業務の内容は、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴取、見積検討資料の作成とする。
 - 3) 計画通知関係の手続き業務
建築基準法など関係諸法令の手続き業務とする。法令調査・申請図面などの作成は 1) に含むものとする(手続きにかかる申請手数料についても 1)に含む)。
- (4) トイレの設計にあたっては、既設の電気配線・水道管の調査を行い、それらを考慮した設計を行なうこと。

第 14 条 設計作業の留意点

- (1) 新築するトイレは、木造平屋建てとし、建築面積は概ね 60 m²とする。
- (2) 大阪府木材利用基本方針に基づき、大阪府内産木材(0.2m³/床面積 m² 以上)を使用することとし、入手が可能となる規格で設計すること。
- (3) 現地の立地特性を踏まえるとともに、施工条件によっては、資材及び重機等の運搬方法に制限があるため、現地状況に応じた建物構造や処理設備とすること。
- (4) 実際の工事の施工手順について、請負工事受注者が把握できる資料を作成すること。
- (5) 設計に用いた資料は、すべて出典を明示すること。特に、構造計算、水利計算等に受託者独自のプログラムによる電算処理を行った場合は、その解説を詳細に示すこと。
- (6) 設計するトイレの概算工事額は、7,000 万円以下(税込み)とする。この工事額には公衆トイレ建設及び既存トイレの撤去処分を含む。
- (7) 完成後の維持管理について、想定される項目、作業内容、頻度、費用等を取りまとめて、報告書に記載すること。
- (8) トイレの便器の基数については、既存トイレの同等数以上とし、多目的室を必ず設置すること。

- (9) その他、留意点等の詳細については、自然公園トイレ整備基本方針によることとする。
- (10) 既存トイレの撤去図面及び積算数量算出書の作成を実施すること。

第15条 構造計算・安定計算等

- (1) トイレの建築規模(木造平屋建て)に応じた構造計算、安定計算等を行うこと。計算の実施に当たっては、以下の項目を文章で記載するものとする。なお、構造計算書は報告書巻末の資料集にまとめてよい。
 - 1) 計算全体の考え方の紹介とその根拠。
 - 2) 計算に適用する構造モデルの設定とその根拠。
 - 3) 計算用いる計算式及び用いる係数などの値とその根拠。
 - 4) 計算結果の表示とその結果の考察。
- (2) 構造決定は、その構造物が置かれている条件に対して最も合理的・経済的な設計となるように留意すること。
- (3) 構造計算に当たって必要な係数に想定値を用いる場合は、その旨を報告書に記載し、施工時に確認すべき項目などについて記載すること。

第16条 環境(景観)デザイン

- (1) 設計に当たっては、「周辺景観と調和し、府内産木材の良さを活かした先進的なデザイン」、「多様な利用者の利便性・快適性」、「清掃・点検・維持保全等の管理全般への配慮」、「SDGsに配慮した長寿命化の実現」などの視点を備えたものとする。また、多様性にも配慮し、誰もが使いやすいユニバーサルデザインにするとともに、大雨の際の一時避難や休憩スペースとしての利用の視点なども踏まえた空間とし、複数案で比較検討すること。
- (2) 当該地は標高が高く、冬季は積雪が頻繁に発生する場所である。凍結・積雪対策についても十分検討すること。また、現地は山の尾根部に立地しているため、台風等の強風の際には、風に影響を強く受ける場所である。そのため、風の影響についても、十分留意すること。
- (3) 使用する資材等の選定に当たっては、今後の清掃、維持管理が容易となるよう、国内で入手可能な汎用品を使用し、複雑な構造は避けること。
- (4) 各種施設の配置計画については、XY 座標又はメッシュなどにより現場で位置が再現できるように表現するものとする。必要に応じて、現地に杭・鋺等により標示すること。
- (5) 施設完成後の維持管理について、想定される項目、作業内容、頻度等を取りまとめて報告書に記載すること。

第17条 成果品

- (1) 提出する成果図書は別表Ⅱによる。ただし、これ以外に必要な図書は適宜作成すること。

(2) 提出する成果品の規格は次のとおりとする。

項 目	規 格	紙 質	部数	備 考
計画説明書等	A4 版	コピー用紙	2 部	ファイル綴り
構造計算書				
数量計算書				
積算書				
設計図面	原則 A1(折)	陽画焼又は白焼	2 部	図面袋
図面縮小版	A3 版(折込)	コピー用紙		ファイル綴り
根拠文献等	A4 版	コピー用紙	2 部	ファイル綴り
関係法令通知書	手続き済み書類の写し			法令関係書類の提出 その他一切の手続き 業務を含む

(3) 成果品は電子媒体でも納品することとし、提出する媒体は CD-R または DVD-R とする。各項目のファイル形式については、設計説明書等は「Microsoft Word 2021」、数量計算書は「Microsoft Excel 2021」、図面類は「Auto CAD LT 2023」、写真類は「JPEG 形式」とする。

(4) 成果品については、引き渡しの完了をもって大阪府に帰属する。

第18条 設計図面作成要領

(1) 設計図面の作成に当たっては、以下の各号による。

1) 平 面 図 : 縮尺 1/100 (但し、構造物付近詳細図は適尺とする。)

2) 施設配置図 : 縮尺は適尺で、種別毎に要領よくまとめる。

3) 構 造 図 : 縮尺は適尺で、種別毎に要領よくまとめる。

各構造物の使用材料の名称・品質規格等を記載するものとする。

(2) 現況地形・地物と設計線が明確に区別できるように描画するものとする。

(3) 名称・規格・寸法等の表記が他の文字及び線等と交錯し読みづらくなならないように、レイアウトを考慮し描画するものとする。

(4) 寸法線・引出線等は各構造物付近まで延長するものとする。また、主要構造物については位置及び起終点の測点番号を記載するものとする。

(5) 設計図面のタイトルブロックは以下を標準とする。

年 度	令和7年度
工 事 名	なるかわ園地トイレ新築(7・安全対策)工事
施 工 地	東大阪市上四条町地内

図 面 名 称	*****
縮 尺	1／***
図 面 番 号	**／**
事 務 所 名	大阪府中部農と緑の総合事務所

第 19 条 工事数量計算

表計算ソフトを使用する場合は、その種類・形式や様式について、監督職員の承認を得るものこと。

第 20 条 積算書

- (1) 積算書の作成は、大阪府が定める積算基準に基づいて行うこと。積算歩掛について不明な点がある場合は大阪府の関係部署に協議して進めること。
- (2) 特に監督職員が指示する場合を除き、トイレ工事費の積算は建築工事積算資料、電気設備工事積算資料、機械設備工事積算資料に準拠すること。
- (3) 公開されている労務単価、資材単価以外のものについては、一般に市販されている物価資料等に基づくこと。
- (4) 市販の物価資料等で、同じ資料で複数の出版社からの書籍に記載がある場合は、最も安価な値を採用すること。
- (5) 公開単価、市販物価資料等に記載のない特殊な資材を使用する場合は、3社以上から見積書を徴取し、最も安価な値を採用すること。但し、特殊な資材であるため3社以上の取り扱いがない場合はその限りでない。
(見積書徴取の際の宛名は大阪府中部農と緑の総合事務所あて、また、見積の有効期限は令和8年3月 31 日までとすること。)

第 21 条 成果品の点検

受託者は、成果品として提出する業務報告書を入念に点検して、間違いや脱漏がないようにしなければならない。

別表 I

設計業務(実施設計)

項 目		業 務 内 容
(1)要求等の確認	(i)建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii)計画通知申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3)実施設計方針の策定	(i)総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii)実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4)実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報(工法、工事監理の方法、施工管理の方法等)を具体的に表現する。
	(ii)計画通知申請図書の作成	関係機関との事前打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知申請図書を作成する。
(5)概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事及び設備工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。

(6)実施設計内容の建築主への説明等	実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。
--------------------	---

別表Ⅱ

設計業務 成果図書(実施設計)

設計の種類		成果図書
(1)総合		①建築物概要書、②仕様書、③仕上表、④面積表及び求積図、 ⑤敷地案内図、⑥配置図、⑦平面図、⑧断面図、⑨立面図、 ⑩矩計図(主要部詳細)、⑪展開図、⑫天井伏図、⑬平面詳細図、 ⑭部分詳細図、⑮建具表、⑯工事費概算書、⑰各種計算書、 ⑱その他計画通知申請等に必要な図書
(2)構造		①仕様書、②構造基準図、③伏図、④軸組図、 ⑤部材断面表(各部断面図を含む)、⑥標準詳細図、⑦各部詳細図、 ⑧構造計算書、⑨工事費概算書、⑩その他計画通知申請等に必要な図書
(3)設備	(i)電気設備	①仕様書、②敷地案内図、③配置図、④受変電設備図、 ⑤非常電源設備図、⑥幹線系統図、⑦電灯・コンセント設備平面図、 ⑧動力設備系統図、⑨動力設備平面図、⑩通信・情報設備系統図、 ⑪通信・情報設備平面図、⑫火災報知等設備系統図、 ⑬火災報知等設備平面図、⑭その他設置設備設計図、⑮部分詳細図、 ⑯屋外設備図、⑰工事費概要書、⑱各種計算書、 ⑲その他計画通知申請等に必要な図書
	(ii)給排水衛生設備	①仕様書、②敷地案内図、③配置図、④給排水衛生設備配管系統図、 ⑤給排水衛生設備配管平面図、⑥消化設備系統図、⑦消火設備平面図、 ⑧排水処理設備図、⑨特殊設備設計図、⑩その他設置設備設計図、 ⑪部分詳細図、⑫屋外設備図、⑬工事費概要書、⑭各種計算書、 ⑮その他計画通知申請等に必要な図書

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、
「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の背粒に関する設計をいう。

その他業務 成果図書

設計の種類	成果図書
積算業務	①積算数量算出書、②単価作成資料、③見積書、④見積書検討資料
その他業務	① 照査とりまとめ及び報告書



目次

I	基本方針の位置づけと基本的な考え方	2
II	自然公園トイレの現状と課題	3
III	今後の整備方針	4～5
IV	整備方針のイメージ図	6
V	整備方針の詳細	7～8
VI	継続的かつ適正な維持管理に向けて	9
	参考資料	10



ほした園地 草のプランコ



ぬかた園地 あじさい園

I 基本方針の位置づけと基本的な考え方

本整備基本方針は、令和6年度以降に実施する自然公園のトイレ改修事業に適用する。

➤ 自然公園施設の主な利用者であるハイカー等だけでなく、さらなる増加が見込まれるインバウンドも含めた観光客等も惹きつける魅力的な風景の一部となり、山のシンボルとなるデザイン性・機能性の高いトイレを整備し、山のおもてなし・にぎわい創出をめざす。

➤ 山のトイレという特性を踏まえ、安全に誰もが使いやすく、かつ日常の清掃等、維持管理の視点をより重視した構造とする。



金剛登山道第1駐車場トイレ



くろんど園地第2キャンプ場トイレ



ほした園地案内所併トイレ

2

II 自然公園トイレの現状と課題

➤ 自然公園トイレは、大阪府民の森や長距離自然歩道沿いに59棟を整備している。
〔詳細：参考資料参照（内訳 大阪府民の森：29棟、長距離自然歩道沿い：30棟）〕

➤ 清掃等の通常の維持管理については、委託により指定管理者または市町村が行っている。（指定管理者：毎日1回、市町村：利用状況により週1～3回程度）

➤ トイレの便器数は、新築時の想定利用者数を勘案して設置しているものの、使用上・維持管理上の課題が多い。
（洋式便器自体が少ない。臭気対策・湿気対策、排水構造が不十分。
下水道未整備の箇所がほとんど。清掃のしやすさが考慮されていない等・・・）

➤ 半数以上が、法定耐用年数（浄化処理システム15年、上屋22年）を超過し、構造上の損傷や設備機能が低下し老朽化が進行している。
〔耐用年数越え：37/59（R5年度末：62%）⇒52/59（R15年度末：88%）〕



【なるかわ園地（広場）トイレ】
炭が老朽化により腐朽している状況



【大鷲トイレ（近畿自然歩道）】
柱の下部及び壁構造部が老朽化により腐朽している状況

3

III 今後の整備方針 (1/2)



なるかわ園地 ヒラドツツジ

➤世界に誇れる山のシンボルとして「おもてなし」をめざす。

➤単なる建替えを行うのではなく、「周辺景観と調和し、府内産木材の良さを活かした先進的なデザイン」、「多様な利用者の利便性・快適性」、「清掃・点検・維持保全等の管理全般への配慮」、「SDGsに配慮した長寿命化の実現」などの視点を備えたものとし、全ての利用者が快適に利用できる空間とする。

➤多様性に配慮し、誰もが使いやすいユニバーサルデザインにするとともに、大雨の際の一時避難や休憩スペースとしての利用の視点なども踏まえた空間とする。

※令和6年度以降の大阪府森林環境税を活用したトイレ改修の箇所選定の考え方

- ・梁・柱にひび割れが発生しているなど構造上の損傷があり、浄化槽等の設備機能が著しく低下している等、利用者の安全性や利便性が低下しており、法定耐用年数を超過しているトイレに限定し、14箇所を選定。
- ・選定にあたっては、施設管理者である農と緑の総合事務所と指定管理者が実施している点検結果を取りまとめた「一斉点検調査シート」からリストアップし、現地調査を実施。
- ・改修順は、原則、建物としての危険度がより高く、利用者数の多い箇所から優先して実施していく方針であるが、今後の災害発生状況や施設の老朽度の進捗状況等により、変更等の可能性はある。

4

III 今後の整備方針 (2/2)

大阪府森林環境税 トイレ改修予定箇所図・現況写真



5

IV 整備方針のイメージ図



V 整備方針の詳細 (1/2)

■すべての人にやさしく・あたたかく

- ・人にやすらぎや、ぬくもりを感じさせる木造平屋建てとする。
地産地消の観点から、「大阪府木材利用基本方針」に基づき、大阪府内産木材(0.2m³/床面積m²以上)を使用することとし、入手が可能となる規格で設計する。
- ・案内サインは、インバウンド等にも配慮したピクトグラム (JIS Z8210)で統一し、交換しやすい取り付けにする。
- ・原則、男女別と多目的(誰もが使用できるトイレ)とする。



ピクトグラム JIS Z8210

■明るくきれい、そして快適に

- ・大便器は、全て洋式便器とする。小便器は、床の清掃性に優れた壁掛け式とする。
- ・自然景観になじむような外構、色彩とする。
- ・自然光による採光と自然通風による換気のため、出入口の開口部を広くとり、建物上部に天井窓枠を設置するなどの工夫をする。
- ・インバウンド等にも配慮し、閉塞感の無いゆとりのある広めのブースを確保する。

V 整備方針の詳細 (2/2)

■安全・安心

- ・軒先を長く設けるなど、荒天時（ゲリラ豪雨等）の雨宿りや休憩等が可能となる構造とする。
- ・出入口は男女別動線とするなど、安全の確保（開放性）とプライバシーの確保（閉塞性）を両立させる構造とする。
- ・倒木等により建物の損傷につながるトイレ周辺の危険木等は、予め伐採を行う。

■SDG s に配慮 長寿命・高耐久

- ・床材や腰壁（床から1.0m程度まで）は、タイル・石材等を使用することとし、目地を少なくするなど衛生面にも配慮する。屋根材は、高耐久性（30年以上）が期待できる材料を使用する。
- ・基礎など地際部の腐食しやすい箇所や、内装の水当たり部については木質化しないこととする。
- ・浄化処理システムは、複数存在していることから、現場条件やメンテナンスコストを含めた経済性・耐久性等を踏まえ、比較検討の上決定する。



安全とプライバシーを両立した構造の例示

8

VI 継続的かつ適正な維持管理に向けて

- 設計段階から、清掃等メンテナンスの専門事業者に意見を聞くなど、清掃・維持管理が容易となるトイレづくりをめざす。
- 清潔できれいなトイレを維持するため、汚れが目立ちにくく・落としやすい、臭いのしみ込みにくい構造・材料を採用する。
- 特に床材については、吸水性の高い素材、白色系素材、目地が多くなる小さく・細かなタイルは使用しない。
- 各部材・設備は、国内で入手可能な汎用品を使用し、可能な限り簡易な構造を採用する。



維持管理・清掃がしやすい大判タイル材の例示

※「トイレの改修」の事業効果の検証方法

人数センサーカウンターを既存トイレ（実施設計年度）、改修トイレ（竣工後2ヶ年）に設置し、利用者数の増減を計測する。

9

(参考資料)

◇自然公園施設公衆便所設置一覧表 (R5年度末 現在)

事務所名	園地名等	設置場所	性別	建築面積	処理方式	竣工年度	設置面積 (R5末)	利用人数 (前年度末)
北部 12棟	環状自然歩道	熊野町山辺	木造	9.99	汲み取り	H6	29	7
		熊野町竜崎	木造	9.85	スギチップバイオ	H14	21	-1
		管理棟併設	木造	52.80	糞尿水洗・汲み取り	H4	31	9
	14km 90分のお	芝生広場横	木造	24.00	糞尿水洗・汲み取り	H4	31	9
		箕面VC	木造	-	汲み取り	S43	55	33
	政の茶屋跡地	駐車場	木造	54.84	糞尿水洗・汲み取り	H3	32	10
		駐車場	木造	56.98	糞尿水洗・汲み取り	H15	20	-2
	大日蓮園地	駐車場	木造	9.99	糞尿水洗・汲み取り	H7	28	6
		日本和歌山(中山峠)	木造	9.99	糞尿水洗・汲み取り	H10	25	3
	環状自然歩道	農本町大沢	木造	9.99	糞尿水洗・汲み取り	H10	25	3
		生活環境保全林	木造	15.19	合併浄化槽	H12	23	1
	東海自然歩道	茨木市銭屋寺	木造	17.16	汲み取り	H15	20	-2
		最勝院前(中山峠)	R/C・木造	44.89	汲み取り	H17	18	-4
中部 24棟	くろんど 4	案内所横	木造	57.18	糞尿水洗・汲み取り	H5	30	8
		管理棟	木造	13.16	汲み取り	H2	33	-5
		第1キャンプ場	木造	60.27	糞尿水洗・汲み取り	H5	30	8
	ほした 3	案内所横	木造	21.24	汲み取り・門外水洗	H21	14	-8
		案内所横2	木造	37.84	糞尿水洗・汲み取り	H7	28	6
		やまびこ広場	木造	17.00	汲み取り・糞尿水洗	R1	4	-18
	むらじけ 4	森の劇場	木造	26.25	糞尿水洗・汲み取り	H7	28	6
		森の宝島	木造	27.45	嵐の中汚水処理施設	H1	34	12
		水辺自然園内	木造	31.68	糞尿水洗・汲み取り	H1	34	12
	くさか 1	水辺自然園入口	木造	55.20	糞尿水洗・汲み取り	H6	29	7
		管理棟	木造	61.58	合併浄化槽	H4	31	9
		管理棟	木造	1.80	スギチップバイオ	H16	19	-3
	めかた 2	管理棟	木造	15.44	汲み取り	H3	32	-6
		案内所	木造	33.37	汲み取り・糞尿水洗	H23	12	-10
		案内所横	木造	59.44	糞尿水洗・汲み取り	H4	31	9
	なるかわ 8	森の劇場2階	木造	56.87	糞尿水洗・汲み取り	H5	30	8
		ぼくら広場	木造	59.44	糞尿水洗・汲み取り	H5	30	8
		308号線沿道	ユニット	1.25	汲み取り	S60	38	31
	みずのみ 1	ろくろくまの広場	木造	110.70	合併浄化槽	H6	29	7
		登山道中継	木造	7.48	汲み取り	H6	29	7
		みはらし広場	木造	24.44	汲み取り・糞尿水洗	H20	15	-7
	みずのみ 1	神津部休憩所	木造	37.63	糞尿水洗・汲み取り	H7	28	6
		駐車場	木造	31.74	汲み取り	H11	34	-4
		高尾山観音の森入口	木造	16.50	水洗・公共下水	H10	25	3
南河内 15棟	二上山万葉の森	駐車場	木造	43.99	汲み取り・糞尿水洗	H16	19	-3
		私設管理史と文化の森	木造	29.25	合併浄化槽	H8	27	5
		第1駐車場	木造	66.55	汲み取り・糞尿水洗	H24	11	-11
	金剛山登山道	ロータリー	木造	64.40	汲み取り・糞尿水洗	H22	13	-9
		金剛山登山道	木造	59.07	合併浄化槽	H4	31	9
		釈迦上	木造	56.47	合併浄化槽	H9	26	4
	ちばや 4	H27(東山(管理棟横))	木造	35.60	合併浄化槽	H11	24	2
		H27(東山(休憩所下))	木造	36.60	合併浄化槽	H12	23	1
		早と自然のひろば	木造	-	スギチップバイオ	H10	25	3
	グレイブ・トレイル	平石	木造	12.74	土壌処理	H23	12	-10
		青柳	木造	26.11	合併浄化槽	H10	25	3
		千早木道	コンクリート	1.19*2	スギチップバイオ	H23	12	5
泉州 8棟	岩湧の森	紀見峠	木造	12.74	土壌処理	H23	12	-10
		岩湧山	木造	23.52	汲み取り・糞尿水洗	H18	17	-5
		岩湧の森	木造	54.40	糞尿水洗・汲み取り	H5	30	8
	グレイブ・トレイル	横尾山	木造	12.74	スギチップバイオ	H23	12	5
		和泉市白川	木造	20.48	糞尿水洗・汲み取り	H9	26	4
		岸和田市電原	木造	13.60	水洗・公共下水	H12	23	1
	近畿自然歩道	貝原市美原	木造	31.54	糞尿水洗・汲み取り	H11	24	2
		貝原市美原駅前	木造	23.63	糞尿水洗・汲み取り	H14	21	-1
		泉佐野市大洲	木造	37.50	糞尿水洗・汲み取り	H9	26	4
	ほりご 2	キャンプ場	木造	56.70	合併浄化槽	H11	24	2
		トレイル横	木造	45.36	合併浄化槽	H13	22	0

計 59棟 (長距離自然歩道 304.5 km)

凡例

園地名等について、市民の森を示す。

大阪府森林環境税を活用したトイレ改修予定の14箇所を示す。